

「小樽市建築基準法施行条例の一部を改正する条例及び小樽市建築基準法施行細則の一部を改正する規則」に対して提出された意見等の概要及び市の考え方等

- | | |
|----------------------|----|
| 1 意見等の提出者数 | 1人 |
| 2 意見等の件数 | 2件 |
| 3 上記2のうち計画等の案を修正した件数 | 0件 |
| 4 意見等の概要及び市の考え方 | |

No.	意見等の概要	市の考え方等
1	条例改正の内容(2)において、構造耐力上の影響がない時とありますが、影響がないのに、不適格建築物となっているのかと、少し矛盾を感じました。何らかの理由で、不適格である以上、増改築の際は、既存部分も見直した方が安全ではと思いました。	既存不適格建築物とは、建築基準法及び条例などの規定が改正し、施行された際に既に存在する建築物、若しくは工事中の建築物で、その施行後の法令などの規定に適合しない部分が生じた建築物のことを指します。 今回、この既存不適格建築物において増改築する場合、既存不適格建築物の既存部分と増改築部分とを構造上分離し、既存部分に構造耐力上の影響がないようにした場合、既存部分には「積雪荷重」の付加は適用せず、増改築部分のみに適用するものです。
2	積雪寒冷地であることの配慮としての「積雪荷重」について、最近、冬が温かくなり、雪が重く張り付くようになったと感じています。概要では分かりませんが、「積雪荷重」の値も、現状の雪質にあった値に補正しているのか、疑問に思いました。	算定に用いる「積雪荷重」については、現状の雪質によって変わるものではありません。多雪区域である本市では、法の規定において積雪の単位荷重は積雪量1cmごとに20N/m²以上とされているところ、30N/m²以上と定めております。 あらかじめ法の規定より大きい数値としておりますので、雪の性質の変化を考慮しても支障ないものと判断しております。
3		
4		
5		
6		

* 同じ内容の意見が複数ある場合は、「意見等の概要」の最後に件数を記載してください。

* 計画等の案を修正した場合は、「市の考え方等」の欄に修正箇所を併せて記載してください。